



2022年5月19日

各位

会社名 エレコム株式会社
 代表者名 取締役社長 柴田 幸生
 (コード番号: 6750 東証プライム)
 問合せ先 常務取締役 田中 昌樹
 電話番号 06-6229-2707

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第37回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

今後取得予定の研修施設含む、既存の保有不動産の有効活用を目指した事業展開に対応することができるよう、現行定款第2条に「施設、建造物その他不動産の賃貸借、管理、保守、運用」を追加するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り現行定款第15条を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑪ (省略) (新設) ⑫ 前各号に附帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑪ (現行どおり) ⑫ <u>施設、建造物その他不動産の賃貸借、管理、保守、運用</u> ⑬ 前各号に附帯する一切の事業
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する事により、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年6月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月24日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | |
| ①事業目的の記載の変更 | 2022年6月24日 |
| ②株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更 | 2022年9月1日 |

以上